

## 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

女性従業員の個性と能力が十分に発揮できるようするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

### 2. 計画内容

#### (1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

**【目標】**女性運転者の人数を3人以上とする。

〈参考〉採用した労働者に占める女性労働者の割合

$$\text{令和6年 運転者 } 1\text{人} / 25\text{人} \times 100 = 4.0\%$$

(取組内容)

令和7年4月～ 女性運転者の応募者増加を目指し、大型二種免許取得費用貸付制度や入社後の教育体制等、未経験からでも挑戦できる環境の周知に努める。また、家庭状況等を鑑み柔軟な対応ができるよう検討を行う。

#### (2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

**【目標】**男女ともに育児休業取得期間を20%アップさせる。

〈参考〉育児休業取得率及び平均取得日数

令和6年度

	育児休業取得率	育児休業平均取得期間
男性	100%	58日
女性	100%	149日

(取組内容)

令和7年4月～ 引き続き、各従業員が安心して育児休業を取得できるよう周知・啓発を実施する。

また、育児休業を取得した社員が復職をして家庭と仕事の両立ができるよう、状況に応じてサポートを行う。

## 男女の賃金の差異

公表日：令和7年4月1日

男女の賃金の差異 (男性に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	71.9%
正社員	72.1%
パート・有期社員	36.1%

対象期間：令和6年度（令和6年4月から令和7年3月）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

### 差異についての補足説明

男女の基本給については大きな差異はないが、時間外・休日労働の対応により、差異が生じている。

パート従業員については、職務内容が大きく異なるため、差異が生じている。